

セクシュアルマイノリティ支援事業業務に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 目的

セクシュアルマイノリティ当事者（以下、当事者という。）及びその家族が、性別にかかわらず個性を活かし、安心して生き生きと暮らせる社会をめざすため、セクシュアルマイノリティに関する啓発及び相談等に関する支援事業を実施する。

(2) 業務名

セクシュアルマイノリティ支援事業業務

(3) 業務内容

- ア 相談業務の実施
- イ コミュニティスペースの運営
- ウ ア、イの宣伝業務
- エ 啓発リーフレットの作成
- オ 研修の実施

(4) 業務期間

契約締結日（令和4年4月以降）から令和5年3月31日まで

2 予算要求額

1,944,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、予算要求額を超過した場合は失格とする。

また、最終見積の予定価格については、予算額以下で設定する。

この契約については、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた令和4年4月1日以降に契約を締結するものとする。万一、議決が得られなかったときは、このプロポーザルはなかったこととし、プロポーザルに係る見積りは無効とする。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (4) 当事者やその支援者で組織される団体であり、セクシュアルマイノリティ支援について活動実績があること。

5 説明会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会開催に代わり、資料を市ホームページで公開します。

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）で人権・男女共生課宛送信すること。

提出期限：令和4年2月25日（金）午後4時まで（必着）

提出先：茨木市 市民文化部 人権・男女共生課

E-mail：jinken@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072(620)1725

※電子メール（FAX）以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和4年3月1日（火）午前9時から

掲載場所：茨木市HP 人権・男女共生課のページ

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3）

※各業務実績を証明する書類（契約書（写）と仕様書等）を添付してください。

- ② 統括責任者・担当者の経歴（様式4）

※本業務委託で配置予定の担当者ごとに作成

イ 提出先：茨木市 市民文化部 人権・男女共生課（茨木市役所本館2階）

ウ 提出期限：令和4年3月3日（木）午後4時まで

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

（最終日は午後4時まで）

※ 期限までに提出されなかった場合は無効とする。

エ 提出方法：郵送又は持参

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5）により令和4年3月7日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

- (3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式6）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限ま

で人権・男女共生課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書及び説明会資料等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記③参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類・必要部数

	提出書類	様式	部数
①	企画提案書 ※以下の企画提案内容を記載すること。 ・相談事業の実施案 ・コミュニティスペースの運営案 （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 対面での実施ができない場合の実施手法の提 案を含むこと） ・事業のPR方法の提案 ・啓発リーフレットの作成案 ・研修の実施案	任意	8部
②	実施スケジュール	任意	8部
③	参考見積書	様式7	1部
④	参考見積内訳書	任意	1部

※①及び②については、表紙を除き、会社名・代表名・所在地等を記載・印字しないこと。

(3) 提出期限：令和4年3月17日（木）正午まで（必着）

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
（最終日は正午まで）

※ 期限までに提出されなかった場合は無効とする。

提出場所：茨木市 市民文化部 人権・男女共生課（茨木市役所本館2階）

提出方法：持参又は郵送

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は以下のとおりとする。

- (1) 事務局審査・プレゼンテーションによる審査 令和4年3月23日（水）予定
事務局審査では、提出された業務実績調書等の内容及び提案額(参考見積書)を下記10の事務局審査で示す審査基準に基づいて審査する。プレゼンテーションによる審査では、企画提案及びプレゼンテーションの内容を審査基準に基づいて評価する。事務局審査及びプレゼンテーションによる審査を併せて最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。
ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。
イ 提案者の出席は、2人以内とする。

(2) 審査結果の通知

ア 審査

① 結果通知

審査の結果は、令和4年3月24日（木）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル審査結果通知書」（様式8）により通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和4年3月31日（木）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

プロポーザルは別紙「審査基準」に基づき審査する。

【配点】

- | | |
|-----------------|------|
| ①事務局審査 | 70点 |
| ②プレゼンテーションによる審査 | 420点 |

11 候補者の決定

候補者は、別紙「審査基準」により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 事務局審査及びプレゼンテーションによる審査の結果により、評価点が最低基準点（294点（選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点の6割））以上の者のうち、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、かつ、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 提案者が1者のみであった場合は、審査を行い評価点が最低基準点（294点（選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点の6割））以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

(4) その他

今回の見積徴取は、新年度予算の事前準備行為とし、契約締結は予算議決後の令和4年4月1日とする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日 程

説明会（資料公開）	令和4年2月21日（月）
質問期限	令和4年2月25日（金）午後4時まで
質問に対する回答	令和4年3月1日（火）
参加申込期間	令和4年2月21日（月）から 令和4年3月3日（木）午後4時まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。（最終日は午後4時まで）
参加資格審査結果通知	令和4年3月7日（月）
企画提案書提出期間	令和4年3月7日（月）から 令和4年3月17日（木）正午まで（厳守） ※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。（最終日は正午まで）
審査	令和4年3月23日（水）
審査結果通知	令和4年3月24日（木）
契約締結・委託開始	令和4年4月1日（金）（予定）

15 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 参考見積書の金額が予算額を超過したもの
- (4) 審査員と不正な接触をしたもの
- (5) 本要項に違反したもの

16 その他留意事項

- (1) 参加者が1者のみであった場合も、本プロポーザルは中止しない。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。また、市において適正に処理し、本プロポーザル方式に係る審査等以外の2次使用はしない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (6) 様式4に記載された担当者の変更は認めない。ただし、変更理由について本市がやむを得ないと判断した場合はこの限りでない。
- (7) プロポーザル方式の参加において、原則2者以上の事業者で構成される共同企業体（JV）での参加は認めない。
- (8) 参考見積内訳書について、説明を求める場合がある。
- (9) プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号）の規定に基づき対応する。

17 担当部署

茨木市 市民文化部 人権・男女共生課 担当：源本、大和
TEL 072-620-1640(直通) FAX 072-620-1725
E-mail: jinken@city.ibaraki.lg.jp